別紙

令和５年８月 農産園芸課

**攻めの園芸緊急生産対策事業要望調査における取扱いについて**

１　事業採択の考え方

・県優先ポイントと地域ポイントを設定し、ポイントの高いものから採択を行う。

・県優先ポイントは、県野菜・果樹・花きの振興計画に基づき、県で推進する施策の取組みに対して付与し、以下の２の（１）の内容とする。

・地域ポイントとは、県優先ポイント以外の取組みとし、地域の実情等を踏まえ重点的に推進する取組みとする。

・本事業の対象となるハウスは、本体事業費上限（税抜）を、１０，０００千円/１０aとする。

・耐風性ハウス施設の対象品目については、冬春トマト、冬春ミニトマト、冬春ナス以外の品目とする。

※上記の冬春作型の品目は、国庫事業の事業対象となるハウスの強度が風速３５ｍ/ｓ以上に引き下げられたことから、国庫事業へ誘導することとし、それ以外の作型の品目を対象とする。

２　事業のポイントについて

（１）県優先ポイント

①中山間農業モデル地区強化（支援）事業のモデル地区 　・・・・・・５０ポイント

②各品目の優先取組み　　　　　　　　　　　　 ・・・・・・・・・・４０ポイント

　ア　高度環境制御施設（低コスト耐候性ハウス内に導入する場合は対象外）

　イ　「ゆうべに」の電照施設、炭酸ガス発生装置、高設ベンチ、育苗施設

ウ　果樹強化棚

エ　花きの出荷調整施設における温度調整設備の導入

　　（ただし、受益者全員が日持ち認証取得済または取得申請中であること。また、ＪＡが所有する出荷調整施設への導入は対象外）

オ　トルコギキョウ、カスミソウにおける防蛾灯の導入

　　③ハウス関係

　　　ア　農地基盤整備計画が策定され、整備が実施されている地区における

耐風性ハウス施設　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・５０ポイント

ア　ハウスの補強　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・２５ポイント

イ　耐風性ハウス施設　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・２０ポイント

（２）地域ポイント

地域ポイントは、事業計画の熟度やＰＱＣの最適化による事業効果等を勘案して地域内で優先順位を設定し、最高順位の取組みに対して１５ポイントを付与し、以下順位が落ちる毎に１ポイントを減じてポイントを付与する。県優先ポイントを付与した事業についても、地域内の優先順位に応じて地域ポイントを付与すること。

［例：４事業の場合］Ａ事業：１５、Ｂ事業、１４、Ｃ事業：１３、Ｄ事業：１２

（３）その他

（１）、（２）で同点となった場合は、受益者１名あたりの平均事業費が低い順で採択する。